

お知らせ版

【編集・発行】

喜多方市企画政策部企画調整課

☎ 0241(24) 5206 FAX 0241(25) 7073

喜多方市ホームページ <https://city.kitakata.fukushima.jp>

補助・支援

特定疾患患者見舞金

内容 6月1日時点で、特定疾患（難病）で治療中の方、透析治療を受けている方、遷延性意識障害の方、またはその保護者に年額1万5千円の見舞金を支給します。



申請方法 直接、窓口へ申請してください。

申請期間 6月1日（水）～30日（木）

必要書類

①申請書 窓口か市ホームページから取得してください。

昨年度申請した方には案内と一緒に郵送します。

②次のいずれかの写し

指定難病医療費受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、腎臓機能障害の方は身体障害者手帳、遷延性意識障害の方は医師の診断書

③預金通帳の写し

支給日 9月30日（金）

支給方法 口座振込

問 申 社会福祉課 障がい福祉係

☎（24）5276または

各総合支所住民課

ひとり親家庭自立支援給付金

給付金

内容 対象の資格取得を目指して養成機関で修業する場合に支給します。

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、准看護師、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師



対象者 市内在住の20歳未満の子どもを扶養している方で、次の全てに該当する方

①児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得

水準にあること

②養成機関において1年以上の教育課程を修業し、資格の取得が見込まれること

③過去にこの給付金、その旨を同じくする給付を受けていないこと

対象期間 修業期間の全期間（上限4年）

支給額 市民税非課税世帯：月額10万円（修業期間最後の12カ月は、月額14万円）

市民税課税世帯：月額7万5000円（修業期間の最後の12カ月は、月額11万5000円）

自立支援教育訓練給付金

内容 職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

対象者 市内在住の20歳未満の子どもを扶養している方で、次の全てに該当する方

①児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準にあること

②過去にこの給付金、その旨を同じくする給付を受けていないこと

支給額 ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金の受給資格がない方：受講料の60%（上限20万円）

②雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がない方：受講料の60%（修学年数×20万円の額で、上限80万円）

①、②以外の方：受講料の60%から教育訓練給付金の支給額を差し引いた金額※いずれも、1万2千円を超えない場合は助成できません。

問 申 こども課 子育て支援班

☎（24）5229



募集

第一回こいつこいつ栄養教室

内容 健康な体を維持したい方、食育に興味のある方、食に関するボランティア活動をしてみたい方など大歓迎です。

元気な毎日
を過ごすため、
健康について
学んでみませんか。



日時 6月20日(月) 午前9時30分～正午※要予約
場所 保健センター
お問い合わせ 保健課 健康推進室
電話 (24) 5223

行政改革推進委員会委員

内容 市民サービスの向上と将来にわたり持続可能な行政運営を図るための取り組みについて、市民からの意見を反映させるため、委員を募集します。

応募資格 審議会などの委員を3つ以上兼ねていない方で、市内に住所がある

18歳以上の方(4月1日現在)

募集人数 5人

任期 委嘱の日から2年間

応募方法 窓口または市ホームページから応募してください。

応募期限 5月31日(火)

お問い合わせ 企画調整課 企画政策班
電話 (24) 5207

ふくしま会津牛使用店舗 利用促進キャンペーン

内容 地産地消の普及拡大と新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている飲食事業者などの売上回復・拡大を図るキャンペーンを実施します。

対象者 ふくしま会津牛を提供する市内の飲食・宿泊事業者



申込期限 5月27日(金)

申し込み方法 窓口または市ホームページにある申込書に必要事項を記載し、持参してください。

お問い合わせ 農業振興課 生産支援係
電話 (24) 5235

お知らせ

「しあわせ金婚夫婦」

内容 夫婦そろって結婚50年の金婚を迎えた夫婦を「しあわせ金婚夫婦」として表彰します。該当する夫婦は、次により申し込んでください。老人クラブに加入している夫婦は、各地区の老人クラブ会長に申し込んでください。

該当者 昭和47年に結婚した夫婦。または、それ以前に結婚し、これまで申し込みをしていない夫婦。
表彰 表彰状と記念品を贈呈します。

申込期限 7月4日(月)
※申込用紙は、窓口に備えてあります。

お問い合わせ 社会福祉協議会
電話 (23) 3231

高年齢福祉課 いきがいの支援班
電話 (24) 5230

消費税が変わります！

～事業者の皆様へ～

- ①事業者が発行する適格請求書(インボイス)を保存しなければ、取引先は仕入税額控除ができなくなります。
- ②登録申請を行っていない事業者(免税事業者を含む)は適格請求書(インボイス)を発行できません。
- ③税務署ではインボイス制度についての登録申請相談会を開催します。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



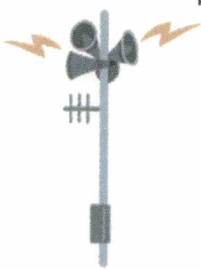
- ※1 インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。
- ※2 登録申請をして適格請求書発行事業者になると、課税事業者として消費税の申告と納税が必要になりますので、免税事業者の方は登録申請の必要性について早めの検討をお願いします。

お問い合わせ 喜多方税務署 **電話** (24) 5050 (音声ガイダンス「2番」)

Ｊアラートによる訓練放送

内容 Ｊアラート(全国瞬時警報システム)を利用した情報伝達訓練を実施します。防災行政無線やV・L・O・Wマルチメディア放送の戸別受信機(防災ラジオ)、FMきたかたなどにより訓練放送が流れます。

日時 5月18日(水) 午前11時



問 危機管理課 危機管理

☎ (24) 5221

イベント

第49回蔵のまち喜多方さつきまつり

内容 地元愛好家の皆さんが丹精込めて育てた見事なさつき盆栽を「蔵の里」に展示します。赤、白、ピンクなど色鮮やかな花々と蔵の白壁・土蔵とのコントラ

ストの美しさは格別です。展示のほか、各日先着50人にさつき苗木のプレゼントがあります。

※感染症対策として、マスクの着用、手指消毒の協力をお願いします。

日時 6月3日(金)～5日(日) 午前9時～午後5時(最終日は午後3時まで)

場所 喜多方蔵の里(開催期間中は入場料無料)



問 蔵のまち喜多方さつきまつり実行委員会(一社) 喜多方観光物産協会内)
☎ (24) 5243

第64回水道週間 6月1日～7日

スローガン ～大切な 水と一緒に 暮らす日々～

水道について市民の皆さんの理解を深め、水道事業の今後の発展に資するため「水道週間」を設け、関係者が連携して広報活動などに取り組みます。

ポスターコンクール

水道週間にちなんだ「図画・ポスター」を市内の小学4～6年生を対象に、学校を通じて募集します。

募集期限 6月10日(金)

優秀作品の展示期間・場所

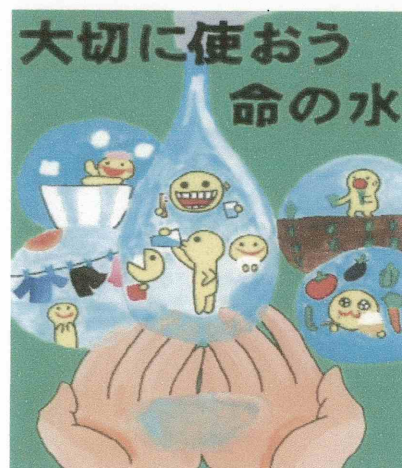
○7月11日(月)～24日(日)

喜多方プラザ小ホール前ロビー

○7月26日(火)～8月9日(火)

本庁舎ホール棟1階 市民ロビー

問 水道課 業務係 ☎(22)1561



▲昨年度の最優秀ポスター

令和4年度水道事業の概要

安全で安心して飲める良質な水道水を家庭に供給するために、さまざまな事業を展開しています。今年度予定している主な事業は、次のとおりです。

◆舗装の整備【岩月町治里地内外】…配水管布設が完了した道路の舗装復旧工事を実施します。

◆老朽管の布設替え【桜ガ丘地内外】…漏水事故などの原因となる老朽管を計画的に更新します。

◆公共下水道関連の布設替え【寺町二区地内外】…生活環境の改善や、河川などの汚濁防止のため施工されている公共下水道事業の進捗に合わせ、配水管を更新します。

問 水道課 工務浄水班 ☎(22)1556・1562

収入減少に備えて農業セーフティネットに加入しましょう

米価下落などによる収入減少に備え、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)や収入保険制度に加入しましょう。

加入できる農業セーフティネット

項目	ナラシ対策（収入減少影響緩和対策）
内 容	当年産収入額が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てん
対 象 品 目	米(備蓄米を含む)、麦、大豆 ※主食用として出荷・販売した未検査米も対象となります。(販売伝票の提出のほか、ふるい目、水分など一定の要件を満たす必要があります)
対 象 者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（2戸以上の農家で組織化） ※新規の場合、別途手続きが必要です。早めに相談してください。
加入申請期限	6月30日(木) ※令和4年産の加入を希望する場合は6月17日(金)までに相談してください。
自己負担額	【積立金】（参考：令和3年産米の場合） 10%の収入減少に対応するコース 2,838円/10a 20%の収入減少に対応するコース 5,676円/10a

※収入保険とナラシ対策に重複して加入することはできません。

大規模農家でなくても、ナラシ対策に加入できます！



自分は青色申告をしていないから収入保険に入れなかったし、認定農業者ではないから、ナラシ対策にも入れない。今年の経営が心配だなあ。

ナラシ対策は、認定農業者、認定新規就農者でなくても、2戸以上の複数農家が組織化して共同販売経理に取り組めば、加入できます。

また、組織化により「ゲタ対策※」に加入できるほか、農業用機械の共同利用や肥料、農薬などの共同購入に取り組むことにより、さらにコストを抑えられるなどメリットがあります。ぜひ仲間の皆さんと一緒に取り組んでみませんか。



※ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）は、麦、大豆、そばなどの生産・販売を行う農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するため、国が交付金を交付する制度です。

【ポイント】令和4年産から新規加入する農業者に、対象面積に応じた支援があります。

交 付 単 価	1,700円/10a
交付対象面積	令和4年産主食用米および備蓄米作付面積 ※令和4年産米の主食用米の作付目安率により算定される面積を上限とします。
申 請 期 限	9月上旬～10月31日(月)(予定) ※該当者には、8月頃に申請書を郵送します。

問 申 農業振興課 経営企画係 ☎(24)5235 または各総合支所産業建設課